2024年8月5日

会社法第782条第1項に規定する事前開示書類

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社フレクト
代表取締役CEO　黒川　幸治

当社は、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、株式会社キャリオット（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社として、当社のCariot事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）をすることにいたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

当社は、本吸収分割に際して、承継会社から分割対価の交付を受けません。

当社は承継会社の発行済株式の全てを所有しているため、当社が本吸収分割に際して承継会社から金銭等の交付を受けないことは相当と判断しました。

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はございません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はございません。

4. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

該当事項はございません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

（1）当社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以降における当社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

（2）吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の 2024 年 7 月 26 日現在の貸借対照表における資産の額は 10 百万円、負債の額は 0 円、純資産の額は 10 百万円となっております。本吸収分割により承継会社が当社から承継する資産の額は、本吸収分割により承継会社が当社から承継する負債の額を上回る見込みです。

承継会社の成立の日以降現在に至るまで、本吸収分割後の承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収分割の効力発生日後の承継会社の資産の額につきましても、負債の額を上回ることが見込まれ、本吸収分割の効力発生日以降も承継会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以　上

吸収分割契約書

株式会社フレクト（以下「甲」という。）及び株式会社キャリオット（以下「乙」という。）は、甲が本件対象事業（第1条において定義する。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「**本件分割**」という。）に関し、以下のとおり契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条　（吸収分割）

甲は、本件効力発生日（第3条において定義する。）をもって、本契約の定めに従い、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲の Cariot 事業（以下「**本件対象事業**」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条　（当事者の商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1)　吸収分割会社（甲）
　　商号：株式会社フレクト
　　住所：東京都港区芝浦一丁目1番1号

(2)　吸収分割承継会社（乙）
　　商号：株式会社キャリオット
　　住所：東京都港区芝浦一丁目1番1号

第3条　（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「**本件効力発生日**」という。）は、2024年10月1日とする。但し、本件分割の手続の進行に応じて必要がある場合、甲及び乙は、協議の上、合意により本件効力発生日を変更することができる。

第4条　（承継する権利義務）

1. 本件分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、本件効力発生日における別紙「承継対象権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「**本件承継対象権利義務**」という。）とする。
2. 本件分割に基づいて甲から乙に対して承継する債務については、乙がこれを全て免責的に引き受ける。当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をした場合には、甲は乙に対して当該負担の全額について求償することができる。

第5条　（分割対価）

乙は甲の完全子会社であるため、乙は、本件分割に際し、甲に対して対価を交付しない。

第6条　（株主総会による承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

第7条　（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日後においても本件対象事業に関する競業避止義務を一切負わないものとする。

第8条（事情変更）

本契約締結日から本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議の上、合意により、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第9条（管轄）

本契約の履行及び解釈に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、解決する。

本契約締結の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年7月26日

東京都港区芝浦一丁目1番1号
（甲）　株式会社フレクト
代表取締役 CEO　黒川　幸治

東京都港区芝浦一丁目1番1号
（乙）　株式会社キャリオット
代表取締役　黒川　幸治

別紙

承継対象権利義務明細表

本件分割により甲が乙に対して承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は次のとおりとする。

1. 資産

本件効力発生日において本件対象事業のみに属する以下の資産

(1) 流動資産

① 現預金（但し、第 2 項第(1)号①及び②に記載する買掛金及び前受金並びに同項第(2)号に記載する長期前受金の合計額から以下の②乃至④の合計額を控除した金額とし、本件効力発生日において乙の事業運営上必要とされる純資産及び現預金として甲乙間で合意した金額を下回る場合には、当該差額を加算した金額とする。）

② 売掛金

③ 商品

④ 前渡金

⑤ 前払費用

(2) 固定資産

① 一括償却資産

② ソフトウェア

(3) その他の資産

商標権（登録番号：第 5805611 号）

2. 負債

本件効力発生日において本件対象事業のみに属する以下の負債

(1) 流動負債

① 買掛金

② 前受金

(2) 固定負債

長期前受金

3. 雇用契約

本件効力発生日の前日の最終時点で Cariot 事業部に属している従業員との間の雇用契約に関する甲の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

（但し、別途甲乙間で承継対象としないことを合意した従業員に係るもの及び本件効力発生日前に存在する事実に基づき発生する一切の債務（潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。）を除く。）

4. 雇用契約以外の契約

本件対象事業のみに関して甲が締結している一切の契約（但し、雇用契約を除く。）のうち、本件効力発生日において有効である契約に係る契約上の地位並びに当該各契約に基づく一切の権利及び義務（但し、第 2 項に明記されているものに該当しない、本件効力発生日前に存在する事実に基づき発生する一切の債務（潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。）を除く。）

以上

別紙２　吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

東京都港区芝浦一丁目１番１号
株式会社キャリオット
代表取締役　黒川　幸治

2024 年 7 月 26 日現在（単位：円）

資　産　の　部		負債及び純資産の部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
〔流動資産〕 現金・預金	10,000,000	〔株主資本〕 資　本　金 資本準備金	 5,000,000 5,000,000
資産の部 合計	10,000,000	負債及び純資産の部 合計	10,000,000